

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月28日
【会社名】	株式会社ACCESS
【英訳名】	ACCESS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 大石 清恭
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 副社長執行役員 CFO 吉岡 勉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田練塀町3番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長執行役員大石 清恭及び当社取締役副社長執行役員CFO吉岡 勉は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年1月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社（以下、「当社グループ」といいます。）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社5社及び持分法適用関連会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループは、ソフトウェアソリューションおよびネットワーク技術の提供を主たる事業としており、各拠点における売上が、事業活動の規模を示す最も適切な指標と判断し、売上高（連結会社間取引消去後）を重要な事業拠点の選定指標として採用しております。具体的には、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、上位2事業拠点（当社及びIP Infusion Inc.（以下、「当該米国子会社」といいます。））の合計がおおむね90%に達することから、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、これらの2事業拠点を「重要な事業拠点」としました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、前述の事業内容に照らして金額的及び質的な重要性があり虚偽表示の発生可能性が相対的に高いと判断した売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスとして、当社の原価計算プロセス、ソフトウェアプロセス、当該米国子会社の原価計算プロセス（ソフトウェア資産計上プロセスを含む）などを評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

(前事業年度末における開示すべき重要な不備の是正)

当社は、前事業年度に当社グループのネットワーク事業を主に担う連結子会社である当該米国子会社における一部取引について、不適切な売上計上の疑義が生じたため、2024年11月29日に特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。当社は、2025年6月30日に特別調査委員会から調査報告書を受領し、その結果、当該米国子会社において、以下の事実が判明しました。

- (a) ソフトウェアのライセンスの販売取引に関し、本体契約と同時期に顧客をリスクフリーにするサイドレターを別途締結し、当該米国子会社が実質的にリスクを継続的に保持する条件となっていたにもかかわらず、本体契約のみに基づき売上を計上していたこと(売上高の過大計上)。
- (b) ソフトウェアのライセンスの販売取引に関し、収益認識の条件が充足されていない状況であるにもかかわらず、虚偽の取引証憑や資料を作成して売上を計上していたこと(売上高の早期計上)。

また、特別調査委員会の調査に並行して、当社側で当該米国子会社のソフトウェア資産計上額の点検を行った結果、ソフトウェア開発費の資産計上範囲について、同社の規定方針からの逸脱が判明したため、あるべきソフトウェア資産計上額の再算定を行った結果、以下の事実が判明しました(以下、これらの事案を合わせて「本件事案」といいます。)

- (c) ソフトウェアの資産計上額の算定根拠となる集計データの内容区分に関する不適切な操作や、ソフトウェアの計上タイミングの根拠となる取引証憑の不適切な変更が行われており、その結果、過去に遡って当該米国子会社におけるソフトウェア資産計上額が過大計上であったこと(ソフトウェアの過大計上=研究開発費等の過少計上)。

当社は、本件事案に関し調査報告書で判明した事実と原因分析に関する報告を踏まえ、改めて財務報告に係る内部統制の再評価を行った結果、当社及び当該米国子会社の全社的な内部統制、並びに当該米国子会社の決算・財務報告プロセス、収益認識プロセス及び原価計算プロセス(ソフトウェア資産計上プロセスを含む)の一部に不備があったことを識別いたしました。当社は、これらの不備は財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いため、前事業年度において開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

本件事案における売上の過大計上及び早期計上、並びにソフトウェアの過大計上の不適切な会計処理が長期間にわたり行われてきた原因及び内部統制上の不備として、以下を認識しました。

(1) 米国子会社における不備について

全社統制(統制環境)の不備

本件事案では、予算対実績やネットワーク事業に対する期待を意識した当社の米国子会社の一部のマネジメントが、売上取引に関する取引条件の交渉(サイドレター含む)や売上計上の根拠証憑や資料の不適切な変更、並びにソフトウェア資産計上のための根拠データの操作や取引証憑の不適切な変更に関与する形で進めており、概して当該米国子会社の一部のマネジメントがその立場を利用し、同社の内部統制を無効化することにより、不適切な売上計上やソフトウェア資産計上を行っていた、というものでした。従って、当該米国子会社の一部のマネジメントにおいて、信頼性ある財務報告に対する姿勢や規範意識が不十分であったものと認識しました。

また、事業規模が拡大する当該米国子会社において、特に会計処理に関して、当該米国子会社のCF0に管理機能が集中し続けていた結果、財務報告に関連する内部牽制の仕組みが十分に構築できておりませんでした。加えて、当該米国子会社全体において、日本の上場企業である当社グループの一員としての意識が必ずしも十分に醸成できていなかった点も認識しました。

収益認識プロセスに係る内部統制の不備

本件事案における売上の過大計上や早期計上は、当該米国子会社のマネジメントが関与する形で進めており（売上計上の根拠証憑の不適切な改変等も含む）、当該米国子会社内での自立的な内部統制が機能しづらい状況における処理でした。

このような状況に至った背景として、当該米国子会社において、収益認識に関する一連の社内ルールが十分詳細に設定なされていない中、新規取引先に対する十分な調査（代表者や会社実態の把握も含む）や、契約書等についても系統立った網羅的な保管が十分になされておらず、また、ライセンス売上に対して、ライセンス管理システム上の各種情報（顧客側におけるダウンロードの実績や、バージョン情報等）との整合性を別途確認するような手続までは求められていなかったことが、本件事案のような不適切な売上計上の温床となった可能性がある点、すなわち、収益認識プロセスに係る内部統制上の不備を認識しました。

原価計算プロセス（ソフトウェア資産計上プロセス含む）に係る内部統制の不備

本件事案におけるソフトウェアの過大計上は、当該米国子会社の他のマネジメントの意を汲んだCF0が指示する形で進められており、特に開発費のソフトウェア計上（資産計上）に関しては、会計処理の承認も含め当該CF0が広く権限を有していたため、当該米国子会社内での自立的な内部統制が実質的には機能しない状況における処理でした。

このような状況に至った背景として、当該米国子会社では、開発費のソフトウェア計上（資産計上）の要件やその集計プロセスに関する社内ルールが、同社におけるソフトウェアの開発実態を十分反映した形で設定されておらず、そのことが本件事案のような不適切なソフトウェアの過大計上の温床となった可能性がある点、すなわち、ソフトウェア資産計上プロセスに係る内部統制上の不備を認識しました。

決算・財務報告プロセスに係る内部統制の不備

当該米国子会社のCF0が本件事案における各種不適切な会計処理を承認していたため、同社における決算・財務報告プロセスの会計仕訳入力時のCF0レビュー・承認プロセスには不備があったものと認識しました。

(2) 当社における全社的な内部統制の不備について

全社統制（統制環境、情報と伝達）の不備

当社業務執行取締役（海外担当）が、米国子会社の取締役を兼務しており、当社取締役でありながら当該米国子会社側における不適切な会計処理に関与していたことから、当社側においても信頼性ある財務報告に対する姿勢や規範意識が必ずしも十分ではなかったものと認識しました。

また、当社取締役会における業務執行取締役と社外役員（特に社外取締役）との関係性において、率直な議論ができない状況があり、業務執行取締役にはネガティブ情報の取締役会への上程に対する消極的な姿勢がありました。その結果、本件事案に関する重要な情報も、当社取締役会及び監査役に適切に伝達・共有されず、取締役会による業務執行取締役の監督が必ずしも十分にできていなかったと認識しました。

全社統制（リスクの評価と対応）の不備

本件事案は当社の米国子会社における事案であり、当該米国子会社は当社によるグループ会社化後、ネットワーク事業において中心的な役割を果たし、ネットワーク事業の拡大に伴い当社グループ全体における重要性も高まってきておりました。一方、当社側において、本件事案のような子会社のマネジメントが関与した不適切な会計処理に関するリスク認識が必ずしも十分にできておらず、その結果、後述する統制活動やモニタリング体制の強化、当該米国子会社における取引実態についての情報収集等が十分にされず、当該米国子会社での特定の取引先との取引の急速な拡大、代金回収の大幅な遅延、直接の取引先ではない第三者からの入金といった状況についても、適切にリスク対応ができておりませんでした。

全社統制（統制活動、モニタリング）の不備

前述のとおり、本件事案のような子会社のマネジメントが関与した不適切な会計処理に関するリスク認識が十分ではなかった結果、当該米国子会社の企業規模等の拡大に対し、当社の管理部門や内部監査部門による統制活動やモニタリングの強化が十分には行えておりませんでした。当該米国子会社のCF0のレポートライン（報告経路）が当該子会社のCEOのみとなっており、当社側からの統制が効きづらい状況が続く中、現地側からの情報収集も含め、海外拠点に対する第2線・第3線としての統制活動やモニタリングについて、十分な体制構築ができておりませんでした。

これら当該米国子会社における、全社統制（統制環境）、収益認識プロセス、原価計算プロセス（ソフトウェア資産計上プロセスを含む）及び決算・財務報告プロセス、並びに当社における全社的な内部統制の不備に対し、当事業年度末日までに、以下のとおり是正措置を講じました。また、是正措置に関して新たに整備した以下のプロセスに対する評価手続を実施した結果、開示すべき重要な不備は識別しておらず、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

当該米国子会社における全社統制及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制の不備に対する是正措置及び是正状況

内部統制の不備内容	講じた是正措置の概要	是正状況
<p>当該米国子会社の一部のマネジメントにおいて、信頼性ある財務報告に対する姿勢や規範意識が不十分であったこと（統制環境の不備）</p> <p>当該米国子会社のCF0が本件事案における各種不適切な会計処理を承認していたため、当社における決算・財務報告プロセスの会計仕訳入力時のCF0レビュー・承認プロセスが機能していなかったこと（決算・財務報告プロセスの不備）</p>	<p>本件事案関与者の影響力の排除</p> <p>・当社の財務報告に影響を与える不適切な行為・関与が認められた管理者に対しては、責任追及を含め必要と認めたい対応を実施いたしました。</p> <p>具体的には、本件事案に関与が認められた同社のマネジメント（CEO及びCF0含む）について、本件事案に関する経営責任を明確化し、取締役の辞任（内、1名については当社及び当該米国子会社の取締役を辞任）及び、同社のCEO及び経理部門の管理者の新たな選任により体制を刷新し、財務報告への影響力を排除しました。</p>	<p>・本件事案に関与が認められた管理者に関し、財務報告への影響力が排除されていること、及び、当該米国子会社でのマネジメント体制（Finance部門の管理者含む）が刷新されていることを確認し、当該米国子会社の統制環境及び決算・財務報告プロセスの是正が行われていると判断しました。</p> <p>なお、当該米国子会社に対し、四半期毎に当社CF0が訪問の上、現地マネジメント（CEO、経理責任者、法務担当者）及び主要管理者に直接ヒアリングを実施し、営業概況や会計処理の状況を聴取・協議することで、当該米国子会社が独断で不適切な取引や会計処理を進めることがないように外部専門家も活用しながら、監視監督を行っております。</p>

内部統制の不備内容	講じた是正措置の概要	是正状況
<p>当該米国子会社全体において、日本の上場企業である当社グループの一員としての意識が必ずしも十分に醸成できていなかったこと（統制環境の不備）</p>	<p>当該米国子会社における意識改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社代表取締役社長執行役員より、当該米国子会社の役職員に向けて、財務報告の重要性やコンプライアンスへの意識の改善のため、複数回メッセージを発信するとともに、本件事案の振り返りや再発防止の説明、さらに当社グループの行動規範の共有や上場会社グループとしての意識付けのための当社代表取締役社長執行役員によるトップセミナーを実施しました。 ・当該米国子会社の役職員に向けて財務報告や行動規範に関するe-learning研修を実施しました。 ・上記の当該米国子会社の役職員への各種研修等に加え、その他子会社の役職員に向けても、当社代表取締役社長執行役員からのトップメッセージの発信や、財務報告や行動規範に関するe-learning研修を実施しております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社代表取締役社長執行役員から複数回のメッセージの発信とトップセミナーやe-learning研修の実施状況を確認しました。トップセミナー及びe-learning研修後のアンケートにおいては、コンプライアンス意識の向上も読み取れ、後述する当社からのコントロールの強化もあわせ、当該米国子会社における意識改革は確実に進んでいるものと評価しております。 一方、このような意識改革は一朝一夕ではできないものでもであると認識しており、様々な形でのトップメッセージの発信や、既に策定済みの研修計画に基づき、各種研修を今後も継続的に実施してまいります。
<p>特に会計処理に関して、当該米国子会社のCFOに管理機能が集中し、財務報告に関連する内部牽制の仕組みが十分に構築できていなかったこと（統制環境の不備）</p>	<p>CFOへの権限集中の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務担当を新たに設置し、その上で、同社CFOに集中していた権限を、経理と法務の第2線の両機能に分化し、相互に牽制を働かせる管理体制を構築しました。なお、経理部門についても、新たに採用を進め体制を強化しております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該米国子会社における法務担当の設置及び経理部門の組織強化を確認しました。 当該米国子会社の経理部長（VP of Finance）がその職責を担っておりますが、法務部門からの牽制等、経理責任者への権限集中の改善は進んだものと判断しました。

米国子会社における収益認識プロセスに係る内部統制の不備に対する是正措置及び是正状況

内部統制の不備内容	講じた是正措置の概要	是正状況
<p>当該米国子会社において、収益認識に関する一連の社内ルールが詳細に設定されておらず、新規取引先に対する調査（代表者や会社実態の把握も含む）や、契約書等についても系統立った網羅的な保管が十分でなかったこと</p>	<p>収益認識関連規程の再整備</p> <p>・当該米国子会社における多様な取引形態や取引の実情を踏まえ、改めて収益認識に関する社内規程等（収益認識会計方針・マニュアル、収益認識の業務フローの業務記述書）の見直しを行い、取引類型に応じた会計処理方針の規程の詳細化・具体化を行いました。</p> <p>特に与信管理規程の改訂を含む取引先管理の強化、各種契約書の事前チェックを強化しております。</p>	<p>・左記取り組みにより、収益認識に関して規程の詳細化・具体化がなされ、取引類型に応じた会計処理の検討がなされていることを確認しました。</p> <p>また与信管理規程の改訂により、新規取引先に対する調査や、契約書等の管理が適切になされていることを確認しました。</p>
<p>ライセンス売上等に対し、ライセンス管理システム上の各種情報（顧客側におけるダウンロードの実績や、バージョン情報等）との整合性を確認する手続が十分でなかったこと</p>	<p>収益認識プロセスの改善</p> <p>・収益認識に関する社内規程等の改定においては、ライセンス取引等の取引タイプごとに収益認識時点の明確化と、それぞれ収益認識のために必要な証憑や手続（経理部門によるチェックや重要取引に関する文書化等）について規定しました。特に、収益認識のチェック時の証憑にはライセンス管理システム上の納品情報（Activation codeの送付）も含み、システム情報との整合性の確認も行う、という点と、出荷証憑における例外は設けない規定をしております。</p> <p>また、実際の収益認識に係る業務プロセスにおいても、上記の規程や運用ルールに従い、取引開始時の審査や各種契約書等の事前チェックの強化、売上計上に際しては経理部門によるチェックに加え、エンジニアリング部門内における独立したチェックの追加等の出荷（Shipment）管理の強化を行っております。</p>	<p>・収益認識に関する社内規程等の改定に際し、改めて経理部門及び営業部門に向けて、規程の改定内容・趣旨、特に商流ごとの各種プロセスと手続の改善内容や運用ルールについての研修が実施され、周知徹底の上、運用されていることを確認しました。</p> <p>また、これらの取り組みにより、ライセンス売上等に対し、収益認識に関する社内チェックの強化とプロセスの改善が進んだものと評価しております。</p> <p>これらの規程や運用ルールについては、今後、新規商流などが発生したら規程・運用ルールを必要に応じ見直し、大きな変更があるとき等に改めて説明会を行い、継続的な意識づけを行ってまいります。</p>

米国子会社における原価計算プロセス（ソフトウェア資産計上プロセス含む）に係る内部統制の不備に対する是正措置及び是正状況

内部統制の不備内容	講じた是正措置の概要	是正状況
<p>当該米国子会社において、開発費のソフトウェア計上（資産計上）の要件やその集計プロセスに関する社内ルールが、同社におけるソフトウェアの開発実態を十分反映した形で設定されていないことがあったこと</p>	<p>ソフトウェアに関する規程の再整備</p> <p>・開発費のソフトウェア資産計上に関する社内規程等（ソフトウェア会計方針、ソフトウェアの業務フローの業務記述書）の見直しを行い、資産計上を行う費用の範囲（計上開始と計上終了のタイミングも含む。）について社内規程で詳細化・具体化を行いました。</p>	<p>・左記取り組みにより、ソフトウェア資産計上に関して規程の詳細化・具体化がなされ、ソフトウェアの開発実態に応じた会計処理（ソフトウェア資産計上）の検討がなされていることを確認しました。</p>
	<p>ソフトウェア資産計上プロセスの改善</p> <p>・ソフトウェア資産計上に関する各種業務プロセスの見直しと再構築を進めました。具体的には、ソフトウェア開発に関わるエンジニアによる工数入力 of 正確性の向上のための仕組みの構築、経理部門における手作業による工数データの修正作業を撤廃する、といった改善を進めました。</p> <p>加えて、特にソフトウェア計上時期に関しては、エンジニアリング部門から報告された情報を基に、エンジニアリング部門や営業部門から独立したChief Quality Officerが承認を行い、当該情報に基づき経理部門が資産計上を開始する体制を構築しました。</p>	<p>・ソフトウェア資産計上に関する社内規程の改定に際し、改めて経理部門、エンジニアリング部門及びマーケティング部門に向けて、規程の改定内容・趣旨、各種プロセスと手続の改定内容や運用ルールについての研修を実施し、周知徹底の上、運用が開始されていることを確認しました。</p> <p>また、これらの取り組みにより、開発費のソフトウェア計上に関する社内チェックの強化とプロセスの改善が進んだものと評価しております。</p> <p>これらの規程や運用ルールについては、今後、新規商流などが発生したら規程・運用ルールを必要に応じ見直し、大きな変更があるとき等に改めて説明会を行い、継続的な意識づけを行ってまいります。</p> <p>なお、左記の運用開始後、当事業年度においては、ソフトウェア資産計上の開始要件が満たされた開発工程がなかったため、ソフトウェア資産計上はなされておりましたが、上記の通り、一連のプロセス改善は進んだものと評価しております。</p>

当社における全社統制に係る内部統制の不備に対する是正措置及び是正状況

内部統制の不備内容	講じた是正措置の概要	是正状況
<p>当社業務執行取締役（海外担当、当該米国子会社の取締役を兼務）が不適切な会計処理に関与しており、当社側においても信頼性ある財務報告に対する姿勢や規範意識が必ずしも十分ではなかったこと（統制環境の不備）</p>	<p>コンプライアンス意識の醸成と財務報告の重要性についての意識改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社代表取締役社長執行役員より、当社従業員及び役員に向けて、財務報告の重要性やコンプライアンスへの意識の改善のため、複数回メッセージを発信するとともに、当社代表取締役社長執行役員によるトップセミナー（本件事案の振り返りや再発防止の説明、さらに当社グループの行動規範の共有や上場会社グループとしての意識付けのための内容）を実施しました。 ・経営幹部（課長職以上）向けに、財務報告の重要性も含め、ビジネスエシックスやインテグリティについて研修を実施しました。なお、当社の財務報告に影響を与える不適切な行為・関与が認められた当社取締役（当該米国子会社の取締役も兼務）に対しては、責任追及を含め必要と認めた対応を行っております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営幹部向けの研修はワークショップ型の研修としたうえで、受講者から講師あてにレポートを提出するとともに、講師側からのフィードバックも行われております。 こちらの研修も従業員向けの研修と同様に、既に策定済みの研修計画に基づき、今後も継続的に実施してまいります。 ・従業員への研修の実施において受講者の理解度の向上が確認できるプログラムとしており、トップメッセージの定期的な発信も含め、従業員のコンプライアンスや財務報告の重要性への意識の向上は確実に進んでいるものと評価しております。 一方、このような意識改革は一朝一夕ではできないものでもと考えており、様々な形でのトップメッセージの発信や、既に策定済みの研修計画に基づき、各種研修を今後も継続的に実施してまいります。

内部統制の不備内容	講じた是正措置の概要	是正状況
<p>重要な情報が、当社取締役会及び監査役に適切に伝達・共有されず、取締役会による業務執行取締役の監督が必ずしも十分にできていなかったこと（情報と伝達の不備）</p> <p>当該米国子会社での特定の取引先との取引の急速な拡大、代金回収の大幅な遅延、直接の取引先ではない第三者からの入金といった状況についても、適切なリスク対応ができていなかったこと（リスクの評価と対応）</p>	<p>取締役会及び監査役へのリスク情報の伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役会による適切な業務執行の決定及び監督のために必要な議論を行えるように、特に財務報告に関する重要なリスク情報が適時に過不足なく取締役会及び監査役に伝わるよう以下の体制及び仕組みの整備を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> - 経営会議（月次開催）における協議・検討内容のうち、重要な事項が過不足なく取締役会に共有されるように、取締役会には直近開催の経営会議のアジェンダを取締役会資料として添付したうえで、取締役会ではCFOから経営会議の協議・検討内容について概要説明を行っております。 - 第2線（経理・法務・経営企画）が日常的なモニタリングにおいて把握したリスク情報（特に財務報告に影響しうるリスク）について、コンプライアンス・リスク管理委員会に集めて協議を行ったうえで、同委員会での協議内容・結果について、同委員会開催の都度（四半期毎）、当社代表取締役社長執行役員またはCFOから取締役会の報告と説明を行っております。 - 第3線（内部監査）が把握したリスク情報（特に財務報告に影響しうるリスク）について、内部監査室から取締役会への報告を四半期毎に行っております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記取り組みの運用状況を確認し、経営会議、並びに第2線及び第3線から取締役会及び監査役へのリスク情報の共有の改善が進んだものと判断しました。 また、取締役会の実効性評価においても取締役会資料や審議についても一定水準以上の評価結果となっており、取締役会のリスク対応体制についても改善が進んだものと判断しました。

内部統制の不備内容	講じた是正措置の概要	是正状況
<p>当該米国子会社のCF0のレポーティングライン（報告経路）が当該子会社のCEOのみとなっており、当社側からの統制が効きづらい状況が続く中、現地側からの情報収集も含め、海外拠点に対する第2線・第3線としての統制活動やモニタリングについて、十分な体制構築ができていなかったこと（統制活動及びモニタリングの不備）</p>	<p>当社から米国子会社へのコントロールの強化（特に財務報告面）</p> <p>・当該米国子会社のFinance部門の管理者（当事業年度末においてはCF0が未選任であるため、次席として経理部長（VP of Finance）が対象）に対するコントロールを強化するため、Finance部門の管理者のレポーティングライン（報告経路）を当社CF0に設定したうえで、当社CF0に当該米国子会社の財務責任者の採用及び人事評価の権限を設定しました。</p>	<p>・左記取り組みの整備・運用状況を確認するとともに、当社CF0へのヒアリングを踏まえ、特に財務報告面につき、当社から当該米国子会社へのコントロールの強化が進んだものと判断しました。</p>
	<p>当社の管理部門（第2線）の強化</p> <p>・当社の管理部門の強化に向け、経理部門の人員増強を予定しております。法務部門については、人員増はありませんが、外部弁護士との連携を強化し、全般的なリソースについて拡充を図り、海外拠点の管理とコントロールを強化しております。</p>	<p>・左記取り組みにより、第2線による海外拠点（特に当該米国子会社）に対するコントロール強化という観点から必要な体制強化が進められているものと判断しました。</p> <p>なお、経理部門の体制強化については、継続して進めてまいります。</p>
	<p>第2線によるリスク情報収集の強化</p> <p>・当該米国子会社のFinance部門の管理者から販売管理システム上の案件情報を月次で収集し、当社経理部と当該米国子会社の経理部とで、定期的なミーティングの開催（月次）を行い、新規案件や通例ではない取引、その他今後の会計処理に留意を行うべき事項等の有無やリスクについて、追加的な情報収集や協議を行っております。</p> <p>また、当社法務部でも当該米国子会社の法務担当と定期的なミーティングの開催（月次）を行い、各種契約書や覚書の状況について情報収集するとともに、契約条件の内容や契約上のリスク等について担当者間で協議を行っております。</p> <p>加えて、従前より当社と当該米国子会社との間で、当該米国子会社の経営上のさまざまな事項を報告する場として開催していた会議において、金額的に重要な取引や、複雑な取引形態をとる取引、新規取引先との取引等の重要案件情報（現時点で交渉中の取引も含む）の報告を受け、実際の売上計上のタイミングに先立ち、当社及び当該米国子会社において会計処理に留意が必要な取引、論点について共有・議論ができるように運営しております。</p>	<p>・左記取り組みの運用状況を確認するとともに、これらの取り組みにより収集・検討された内容を確認しました。例えば、当該米国子会社における重要かつ複雑な特定の取引については、第2線では契約締結の前段階から情報収集を進め、協議を重ねており、第2線によるリスク情報収集の強化が図られていると判断しました。</p>

内部統制の不備内容	講じた是正措置の概要	是正状況
	<p>重要取引レビューの強化</p> <p>・ 経理部門では、当該米国子会社の重要性が高い取引について、従前より、紙証憑（PDF）やメールデータの確認を行っていましたが、それらが仮に改竄・偽造されたものであった場合、会計処理の妥当性について必ずしも正しい評価ができないリスクもあるため、当該米国子会社の販売管理システム等の重要性の高い業務システムについては、当社の管理部門に閲覧権限を付与し、必要に応じて現地の各種データを直接確認できるような体制も構築したうえで、当該重要取引のレビューを実施しております。</p> <p>さらに、法務部門とも連携したうえで、関連契約書のレビューや当該米国子会社の取引担当者等への質問（当社側で未認識となっている覚書やサイドレター、取引条件がないかどうかの確認を含む）も実施することで、会計・法務面から財務報告観点からのリスクを意識したレビューを実施しております。</p>	<p>・ 左記取り組みの運用状況を確認し、重要取引のレビュー状況や結果の確認を行いました。必要に応じて当該米国子会社の担当者への追加確認や、システムデータの直接確認が行われており、第2線によるモニタリングの強化が図られていると判断しました。</p>
	<p>当社の内部監査部門（第3線）の強化とリスク対応</p> <p>・ 内部監査の計画や実施に際して、必要に応じて外部専門家の支援を受け、当該米国子会社も含めた海外拠点への往査を行いました。</p> <p>往査する海外拠点については、財務的重要性（売上比率）や監査履歴、組織・事業の変化等の客観的な指標に基づき主要なリスクを洗い出し、リスク評価を行ったうえで選定しております。</p>	<p>・ 左記取り組みにより、第3線による海外拠点（当該米国子会社含む）に対するモニタリング強化という観点から必要な体制強化が進められているものと判断しました。</p> <p>なお、内部監査部門の体制強化については、継続して進めてまいります。</p>

5 【特記事項】

該当事項はありません。